

25 契第 1597 号
平成 25 年 9 月 27 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛に係る特例措置について

会津若松市においては、平成 25 年 10 月 1 日以後に入札を行う工事のうち、東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛(以下「復興歩掛」という)が適用されていない平成 25 年 9 月 30 日時点の歩掛(以下「旧歩掛」という)での積算に基づく契約につきまして、今回下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

措置の内容

受注者は、会津若松市工事請負契約約款第 50 条の定めに基づき、復興歩掛での積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

対象となる工事

平成 25 年 10 月 1 日以後に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用して積算しているもの。

請負代金額の変更

変更後の請負代金額 = (復興歩掛により積算された新設計額) × (当初契約の落札率)

協議の請求期限

契約締結日から起算し 60 日以内とする。